# 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律

原子 力損 害  $\mathcal{O}$ 賠償に関する法律 (昭和三十六年法律 第百四十七号) の 一 部 を次のように改正する。

「第四章 国の措置 (第十六条・第十七条)

目次中「第四章 国の措置(第十六条・第十七条)」を

第四

章

の 二

損害賠償の円滑な実施のための措

第一節 損害賠償実施方針 (第十七条の二)

第二節 特定原子力損害賠償仮払金の支払の

に改め、「第十八条」の下に「・第十八条の二」を

ための資金の貸付け(第十七条の三―第十七条の九)」

置

加え、「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 損害賠償の円滑な実施のための措置

#### 第 節 損 (害賠) 償 宝施· 方針

第十 七条の二 原子 炉  $\mathcal{O}$ 運 転等 を行う原子力事 業者は、 原 子 力損 害 の賠 償  $\mathcal{O}$ 迅速か つ適切 が実施 を図るため

 $\mathcal{O}$ 方針 (以下この条に お いて 「損害賠償実施 方針」という。) を作成しなければならない。

損害賠償実施方針には、 損害賠償措 置の 、概要、 原子力損害 の賠償に係る事務の実施方法、 原子力損害の

2

賠 償 に関する紛争の 解決を図るための方策そ 0) 他  $\mathcal{O}$ 原 子 力 損 害  $\mathcal{O}$ 賠償  $\mathcal{O}$ 迅 速 か 0 適 切 な実施 に関 L 必 要な

事 ず項とし て文部で 科学省令で定め `る事 項 を定 8 な け れ ば な 5 な

3 原子 力 事 業者 は、 損 害 賠 償 実 入施方針: を作成 Ĺ 又は 変更し たときは、 遅滞なく、 これ を公表 立しない け れば

ならない。

4 前三項に定めるもののほか、 損害賠償実施方針の作成、 変更及び公表に関し必要な事項は、 文部科学省

令で定める。

第二節 特定原子 力損 害 1賠償 仮 払 金  $\mathcal{O}$ 支 払  $\mathcal{O}$ た 8 0 資 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 貸付 け

特定 原子 力損 害 賠 償 仮 払 金  $\mathcal{O}$ 支 払  $\mathcal{O}$ た め  $\mathcal{O}$ 資 金  $\mathcal{O}$ 貸 付 け

第十七条の三 原子 力事業者は、 特定原子力損 害 (原子) 炉 の運転等により生じた原子力損害のうち、 原子力

災 害 対 策 特 別 措 置 法 平 成 + 年 法 律 第百 五 十六号) 第十五 条第三 項 又は第二十条第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定に より内

閣 総 理 大 臣 又は 原子 力災 害 対 策 本 部 長 (同 法 第 十七 条 第 項に !規定` する原 子 力災 害 対 策 本 部 長 をいう。

が 市 町 村 長 ( 特 别 区 0 区 長を含む。 以下この項に お いて同じ。 又は 都道府県知事 に 対 して 行 つた指 景に

基づ き当 該 市 町 村長又 は 都道 府 県知事 が 行 つた勧告又は指示に基づく避 難  $\mathcal{O}$ た め の <u>立</u> 退 き又 は 事業 活 動  $\mathcal{O}$ 

制 限 によつて生じた損 害その他これ に準ずるものとして政令で定め るもの をいう。 以下この 節 に お 1 7 同

r.

を受け

た被

害者

に

対

して、

政 令

で定

8

る

基

準

に

従

V )

特

定

原

子

力

損

害

賠

償

仮

払

金

( 特

定

原

子

力

損

害

を塡 補 す る た 8 に 支 払 わ れ る金 銭 で あ つて、 当 該 特 定 原 子 力 損 害  $\mathcal{O}$ 賠 償 額  $\mathcal{O}$ 確 定 前 に 支 払 わ れ る ŧ  $\mathcal{O}$ を 1

う。 以下この 節 にこ お いて同じ ľ の支払を行 おうとするときは、 政 府 に対 Ļ 賠 償 措 置 一額を 超 えなな 7 範 开

内 に お 7 て政 令で定める金額を限度として、 政府が当該特定 原子力損 害賠償仮払 金の支払 0 ために . 必 要な

資金の貸付けを行うことを申し込むことができる。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る申 込みを行う原子 力事 業者は、 文部科学大臣に対 Ĺ 次に 掲げる事 項を記載 L た書類

を提出しなければならない。

一 特定原子力損害賠償仮払金の支払の内容

政 府が行う前項 の貸付け (以下この節にお *\*\ て単に 「貸付 け という。 を必要とする理 由 及 众び貸付

### 希望金額

貸付けに係る貸付金 (以下この節において単に 「貸付金」という。) の償還に関する事

項

3 文部 科学大臣は、 第一 項の規定による申込みがあつた場合において、 特定原子力損害賠償 仮 払 金 の迅速

な支払 (T) ために 必 要が あ ると認 めるときは、 遅滞なく、 当該申込みに係る貸付けを決定し、 その旨を当該

申込みを行つた原子力事業者に通知するものとする。

### (分別管理)

第十七条の 匹 貸 付 けを受けた原子力事業者は、 文部科学省令で定めるところにより、 貸付金をその他の資

産と分別して管理しなければならない。

(特定原子力損害賠償仮払金の支払の報告)

第十 -七条  $\mathcal{O}$ 五 貸 付 けを受け た原 子 力事 ず業者は、 文部? 科学省令で定めるところにより、 貸付金を充てて行う

特 定 原 子 力損 害 賠 償 仮 払 金 の支払状況について文部科学大臣に報告しなければならない。

### (保険金請求権等の取得等)

第十 -七条 の六 政府は、 貸付けを受け た原子力事 業者 い貸付な 金を充てて行 つた特定 原子 力損 害 <u>I</u>賠償 仮 払 金  $\mathcal{O}$ 

支 払 の対象となつた特 定原子: 力 損 害  $\mathcal{O}$ 賠 償 額 が 確定 L たときは、 第九条第 三項 本文 (第十一 条 にに お 1 7 準

用する場合を含む。 \_ の 規定に かかわらず、 当該特定原子力損害賠償仮払金の額に応じて、 当該 原子 力事

業者が有する当該特定原子力損害の賠償に係る責任保険契約 の保険金請求権又は補償契約の補償 金 立請求権

を取得する。

2 貸 付 けを受けた原子 力事業者 は、 前 項に規定する賠償 額 が 確 定 したときは、 遅滞なく、 文部科学省令で

定 めるところにより、 その旨を文部科学大臣 に · 届 け 出 なけ れ ば なら な \ <u>`</u>

3 貸付けを受けた原子力事業者 は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定める額の限度で、

貸付金の償還の義務を免れる。

第一 項  $\hat{O}$ 規 定に より 政 府が 保険金 业請求権<sup>2</sup> を取得 した場合 当該保険 金請 求 権 に係 いる保険 金 の 額

第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 政 府 が 補償 金 請 求 権 を取 得 L た 場合 当該 補 償 金請 求 権 に係 る補業 償 金 の額

(業務の管掌)

第十七条の七 ک 0 節 に規定する政府の業務は、 文部科学大臣が管掌する。

(原子 力 損 害 1賠償 廃 炉等支援 機 構 ^ の文部 科学大臣  $\mathcal{O}$ 権 限 に 係 る 事 務  $\mathcal{O}$ 委任

第十 Ė 条の 八 文部 科学大臣 は、 原子: 力 損 害賠 償 • 廃 炉 等支援 機 構 に、 この 節 に 規定する文部 科学大臣 一の権

限 に 係 る事務 (第十七条の三第三 項 0) 規定による貸付けの決定を除く。) を行わせることができる。 こ の

場合におけるこの節 の規定の適用につい ては、 同条第 一項及び第二項第二号中 「政府が」とあるのは 「原

子 力損 害 1賠償 廃炉等支援機構 が」と、 第十七 条の六第一 項及び第三項各号中 「政府」 とあ る 0 は 「原子

力 損 害 賠 償 廃 炉 等支援機構」 とするほ か、 必 要な 技 術 的 読 替え は、 政 令 で定 め る。

2 文 部 科 学大臣 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 により 原子 力 損 害賠 償 廃炉 等支援機 構 に貸付 けに係 る事 務を行わ せると

きは、その旨を公示しなければならない。

(政令への委任)

第十 七 条の 九 ک  $\mathcal{O}$ 節 に定めるも  $\mathcal{O}$ 0 ほ か、 貸付金の償還期間及び償還方法並びに前条第二項 の公示その他

貸付けに関し必要な事項は、政令で定める。

第十 八 条に見出しとして「(原子力損 害賠償 紛争審 査会) を付し、 同 6条第一 項 中 「この条」 を「この章

一に改める。

第五章中第十八条の次に次の一条を加える。

(時効の中断)

第十八条の二 審査会が 和解の仲介を打ち切つた場合 (当該打切りが政令で定める理由により行われた場合

に 限る。) に お いて、 当該 和解の仲介 の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から一 月以 内 .に当該 和

解  $\mathcal{O}$ 仲介  $\mathcal{O}$ 目的 となった請 求について訴えを提起したときは、 時 効 の中断 に関い L ては、 当該 和 解 の仲 介の

申 <u>;</u> 7 0 時 に、 訴 え  $\mathcal{O}$ 提 起 が あ つ たも  $\mathcal{O}$ とみなす。

第二十条中 平 成三十一 年十二月三十一 日 を 「平成四十一年十二月三十一日」

第二十二条の次に次の一条を加える。

(関係行政機関の協力)

第二十二条の二 文部科学大臣 は、 この 法 律の 目 的を達成するため必要が あると認めるときは、 関係 行政機

関 の長 に 対し、 資 料 又 は 情 報  $\mathcal{O}$ 提 供、 意見  $\mathcal{O}$ 開 陳その他の 必 要な協・ 力を求めることができる。

第二十三条を次のように改める。

(国等に対する適用除外)

に改める。

第二十三条 国については 第三章、 第十六条、 第 四 章 の二第二節 及 び 次章 . О 規定、 独立 行 政法 人通 則 法 平

成 十 年 法律第百三号) 第二条第 一項に 1規定 す る独 立行政法 人、 国立 大学 法 人法 平 成 + 五. 年 法 律 第 百 +

二号) 第二条第一 項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同 利用 機関法人につい ては

同節の規定は、適用しない。

本則に次の一条を加える。

第二十七 条 第 + 七 条 の二第三項の規定による公表をせず、 又は 虚偽 の公表をした者は、 二十万円以下の過

料に処する。

附 則

(施行期日)

第一 条 この 法律は、 平成三十二年一月一日から施行する。 ただし、 目次の改正規定 (「第十八条」の下に

第十八条の二」 を加 える部 分に限る。)、 第十 八条の 改 正 規定、 第 五. 章 中 同 条  $\mathcal{O}$ 次に 条を加 え える改

正 規 定 及 Ű 第二十二条  $\mathcal{O}$ 次に一 条を加え える改 正 規定 並 びに 附 則第三条、 第 兀 条、 第七 条及び 第八 条  $\mathcal{O}$ 規定

は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 ک  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 に 原 子 炉 0 運 転 等 ( 原 子 力損 害 0 賠 償 に 関 ずす る法 律 上第二一 一条第 項 E 規 定 す る

原 子 炉  $\mathcal{O}$ 運 転 等 を いう。 を行 0 て 1 る 原子 力事業者 (同条: 第三 一項に 規定する原子 力事 業者 を いう。 に

0 1 7 は、 こ の 法 律 0 施 行 0 日 から起算 して三月を経 温する 日 まで 0) 間 は、 こ の 法律による改 近後  $\mathcal{O}$ 原 子

力 損 害  $\mathcal{O}$ 賠償 に 関 する 法 律 第 + 七 条 の 二  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 適 用 L な

東 日 本 大 震 災に 係 る 原 子 力 損 害 賠 償 紛 争 12 0 7 7  $\mathcal{O}$ 原 子 力 損 害 賠 償 紛 争審 査 会に ょ 5る和. 解 仲 介 手 続  $\mathcal{O}$ 利

用 に 係 る 時 効  $\mathcal{O}$ 中 断  $\mathcal{O}$ 特 例 に 関 す る 法 律  $\mathcal{O}$ 廃 止

第三 条 東 日 本大震 災に係る原 子 力 損 害 賠 償 紛 争に 0 7 7  $\mathcal{O}$ 原 子力損 害賠償紛争 審 査会による 和 解仲 介手続

 $\mathcal{O}$ 利 用 に係 る時 効 0) 中 断  $\mathcal{O}$ 特 例 に 関する法律 平 -成二十 五 年 法 律第三十二号) は、 廃 止 する。

東 日 本 大震 災 に 係 る 原 子 力 損 害 賠 償 紛 争に 0 7 7  $\mathcal{O}$ 原 子 力 損 害 賠 償 紛 争 審 査 一会によ る 和 解 仲 介手 続  $\mathcal{O}$ 利

用 に 係 る 時 効  $\mathcal{O}$ 中 断  $\mathcal{O}$ 特 例 に 関 す る 法 律  $\mathcal{O}$ 廃 止 に 伴 Š 経 渦 措 置

第 加 条 附 則 第 条 ただ L 書 に 規 定 す る 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行 前 に 和 解  $\mathcal{O}$ 仲 介 **(前** 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 廃 止 前  $\mathcal{O}$ 東 日 本 大 震

災に係 ふる原子・ 力 7損害賠 償 協争に . つ ( ) 7  $\mathcal{O}$ 原 子 力 (損害) 賠償 紛 争審査会に よる 和 解 仲 介手 続 0 利 用 に係 る 時 効

 $\mathcal{O}$ 中 断 0) 特例 に関する法 律 第一 条に規定する和 解  $\mathcal{O}$ 仲 介をいう。  $\mathcal{O}$ 申 立てがされ た場合に お けるその申

立て に 係 る時 効  $\mathcal{O}$ 特 例 に つい 7 は、 附 ]則第一 条ただ L 書に 規 定す る改 Ē 規定に よる改 正 後  $\mathcal{O}$ 原 子 力損 害の

賠償に関する法律第十八条の二の規定 に か カ わらず、 なお従れ 前  $\mathcal{O}$ 例に による。

(原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部改正)

第五条 原子力損 医賠償 • 廃炉等支援機 構 法 (平成二十三年法律第九十四 号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第三十五条に次の一項を加える。

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

賠 償 (法第十: 七 条  $\mathcal{O}$ 八第一 項  $\mathcal{O}$ 規定により行うこととされた事務

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

第三十六条の三第一項中 「第三十五条第 五号」 を 「第三十五条第 項第五号」 に改める。

第五十八条の二を次のように改める。

(区分経理)

第五十八 条 の 二 機 構 は、 次に掲げる経理については、 主務省令で定めるところにより、 それぞれその他

 $\mathcal{O}$ 経 理と区 一分し、 特 別 0 勘 定を設っ け Ć 整 理 L な け れ ば なら な

一 廃炉等積立金に係る経理

二 第三十五条第二項の業務に係る経理

第 五. 十九条第三 項中 限 り、 \_  $\mathcal{O}$ 下 に 「前 条各号に掲げる経理に係る勘定以外の一 般  $\mathcal{O}$ 勘定 (次項にお

7 て 般勘定」 とい う。  $\bigcirc$ を加 え、 「第三十五条第二号」 を 「第三十五条第 項第二号」 に 改 め、

同 条 第四 項 中 毎 事 業 年 度、  $\mathcal{O}$ 下 12 般 勘 定 12 お 7 て を加 え、 「あ る場 一合に お 1 て を 「あ るとき

(第三項 に 規 定す る 般 勘定 12 あ 0 7 は に、 「」とする」 を とする」 に 改め

(原子力) 損害賠償 • 廃 炉 等支援 機 構 法  $\mathcal{O}$ 部 改 正に伴う経過 措 置

第六 条 前 条  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行 前 にし た行為に対する罰 則 の適 用 に つい 7 は、 なお . 従 前 の例による。

民 法  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を改 正 す る 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 に 伴 う関 係 法 律  $\mathcal{O}$ 整 備 等 に 関 す る法 律  $\mathcal{O}$ 部 改 Ē

第七 条 民 法  $\mathcal{O}$ 部 を改 正 す んる法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 12 伴 5 関 係 法 律  $\mathcal{O}$ 整 備 等 に 関 す る法 律 平 -成二十· 九 年 -法律 第四 十

五号)の一部を次のように改正する。

第百 匹 + 七 条 中 原 子 力損害  $\mathcal{O}$ 賠 償 に関 する法律附則第四条第一 項の 改正規定の前に次のように加える。

る。

第十八条の二 ( 見 出 しを含む。 中 中 断 を 「完成 猶 子 に 改  $\dot{\otimes}$ á.

第 百 匹 + 八条中 「 前 条  $\mathcal{O}$ 規定による 改 正 前  $\mathcal{O}$ 原子 力 損害  $\mathcal{O}$ 賠償 に 関 す る 法 律」 を 旧 賠 償 法 に、 前

条 0 規定による改正後 0 原 子 力 損 害 0) 賠償に関する法律」 を 「新賠償法」 に改め、 同 条を同り 条第二項とし

、同条に第一項として次の一項を加える。

施行 日 前 に 和 解  $\mathcal{O}$ 仲 介 ( 前 条の規定による改正 前  $\mathcal{O}$ 原子: 力損害 の賠償 に関 する法律 (次項に

お

いて

旧 賠 償 法 とい . う。 第 十八 条 第 項 K 規 定 する 和 解  $\mathcal{O}$ 仲 介 を 7 う。  $\mathcal{O}$ 申 立 てが さ れ た場 合 に お け る

そ 0) 申 <u>\( \frac{1}{4} \)</u> 7 に 係 . る時 効  $\mathcal{O}$ 特 例 に つい 7 は、 前 条  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ る 改 正 後  $\mathcal{O}$ 原 子 力 損 害  $\mathcal{O}$ 賠 償 に 関 する 法 律

次 頃に お į١ 7 「新賠償法」という。) 第十 八条の二の 規定に か か わらず、 な お 従前  $\mathcal{O}$ 例 に による。

第百 五 十六条及び第 百 五 十七条を削 ŋ 第百五十八条を第百五十六条とし、 第百五· 十九条を第百 五十七

宋とし、第七章中同条の次に次の二条を加える。

原子 力損 害  $\mathcal{O}$ 賠 償 に 関 す る 法 律  $\mathcal{O}$ 部 を 改 Ē 立する法 律  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第 百 五. + 八 条 原 子 力 損 害  $\mathcal{O}$ 賠 償 に関 はする法語 律 の 一 部を改正する法律 (平成三十年法律第九十号)  $\mathcal{O}$ 部

を次のように改正する。

## 附則第四条中「附則第一条ただし書に規定する改正規定による改正後の」 を削る。

第百五十九条 削除

(政令への委任)

第八条 附則第二条、 第四条及び第六条に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、

政令で定める。

### 理由

原子 力 損 害  $\mathcal{O}$ 被 害者  $\mathcal{O}$ 保 護 に 万全を期 ず Ś た め、 原 子 力 事 業 者 に 対 する損 害 照 償 実 施 方 針  $\mathcal{O}$ 作 成 及 び 公表

 $\mathcal{O}$ 義 務 付 け、 原 子 力 事 業者に ょ る 特定 原 子 力損 害 赔 償 仮 払 金  $\mathcal{O}$ 支 払  $\mathcal{O}$ た 8 に 必 要 な 資 金  $\mathcal{O}$ 貸付 制 度  $\mathcal{O}$ 創 設

原子 力 損 害 賠 償 紛 争 審 査 会 が 行う 和 解  $\mathcal{O}$ 仲 介  $\mathcal{O}$ 手 続  $\mathcal{O}$ 利 用 に 係 る 時 効  $\mathcal{O}$ 中 断  $\mathcal{O}$ 特 例 に関 す る規 定  $\mathcal{O}$ 新 設、 原

がある。これが、この法律案を提出する理由である。

子力

7損害賠

償

補

償

契

約

 $\mathcal{O}$ 

締

結

及び

原子:

力

事

業者

に

対す

Ź

政

府

 $\mathcal{O}$ 

援

助に

係

る

期限

の延

長等

 $\mathcal{O}$ 

措

置

を講ず

んる必要